

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで、鳥取県公報
を 部購読したいので、購読料金 円を添えて申
し込みます。

昭和 年 月 日

住所
氏名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥取県知事 石破二郎殿

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、
その翌日)

鳥取市銀治町
自衛隊鳥取地方連絡部

- ◇告示 二等陸士等の採用試験の日時及び場所
土地改良事業の認可
土地の用途廃止
- ◇教委規則 鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則
- ◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施
昭和二十五年八月鳥取県公安委員会告示第五号の廃止
- ◇公告 鳥取県育英奨学生募集

告示

鳥取県告示第百二十九号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百七十七条第一項及び第百十八条の規定に基づき、昭和四十一年度第一次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の日時及び場所を次のとおり定め、同令第百七十七条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年三月十八日

鳥取県知事 石破二郎

- 昭和四十一年三月十七日及び十八日
午前九時から午後四時まで
- 昭和四十一年四月四日及び五日
- 昭和四十一年四月二十日及び二十一日
- 昭和四十一年五月五日及び六日
- 昭和四十一年五月二十八日及び二十九日
- 昭和四十一年三月十八日
- 昭和四十一年四月二十日
- 昭和四十一年五月二十九日
- 昭和四十一年三月二十七日
- 昭和四十一年四月三日
- 昭和四十一年四月十九日
- 昭和四十一年五月八日



倉吉市仲之町
自衛隊倉吉分駐所

米子市西三輪
陸上自衛隊米子駐とん部隊

昭和三十九年五月三十日

鳥取県告示第百三十号

丹比村下徳丸土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和三十九年三月十八日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和三十九年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百三十一号

東伯郡三朝町大字大谷三六二番地 沢井玉夫ほか十八人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(開畑)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年三月十八日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百三十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和三十九年三月十一日から用途廃止した。

昭和三十九年三月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗
 所 地 目 面 積 用 途
 八頭郡若桜町大字若桜字立石 農道敷 二六・一八平方メートル 農道敷
 一〇五三番五地先
 一〇四一番二地先 水路敷 三・二八平方メートル 水路敷

教育委員会規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和三十九年三月十八日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田 大吉

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号から第三号までを次のように改める。

一 在学高等学校校長又は出身高等学校校長が作成した鳥取県育英奨学推薦書(別記様式第四号)

二 在学証明書(大学に在学する者に限る。)及び成績証明書(大学第一年度に在学する者を除く。)

第七条第三項を削る。

第十一条第一項中「年賦、半年賦又は一年以内の割賦」を「年賦又は半年賦」に改める。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。別記様式第三号及び別記様式第四号を次のように改める。

鳥取県鳥取市 三朝

(別記様式第四号)

*印のところは、該当のものを○でかこむこと。

*印のところは、記入しないこと。

鳥取県育英奨学学生推薦調書

高等学校の学習成績 (教科ごとに各科目の評定の段階別数を記入する。)

学年	1年					2年					3年				
	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
科目別評定															
教科															
国語															
社会															
数学															
理科															
保健体育															
芸術															
外国語															
家庭															
職業															
合計															
履修単位数	単位					単位					単位				
本人の成績	A					B					C				
成績表評	A(特にすぐれている。)					A(特にすぐれている。)					A(特にすぐれている。)				
	B(すぐれている。)					B(すぐれている。)					B(すぐれている。)				
学力	※ A 優秀					B 平均水準以上									
専攻学資状況	※ A 絶対必要なもの					B 必要なもの									
から奨学資金が															
整理番号															
推薦順位															
位															
人中															
記入者の印															
決定番号															

校名	* 都道府県				
学年	中学校卒業				
教科	評定				
国語					
社会					
数学					
理科					
音楽					
美術					
保健体育					
技術・家庭					
外国語					
合計					
教科概評					
検査	入学試験の総合点				
得点の順位					
入学者最高得点					
同 最低得点					
本人得点					
本人入学席次	人中 位				
区分	年度	年度	個人番号	成績結果	
都道府県番号				通 I	
会番号				通 II	
学 年				計	
組 番号					
進学適性能力テスト					
在学学校	大 学				
	高等学校				
※ 全日制	定時制	第 学年(次)	科(部)		
(出身高校)	立	高等学校			
氏名					
記入者の印					
決定番号					

別記様式第八号

印紙税法に
より印紙を
貼布する。

鳥取県育英奨学資金借用証書

信用金額

十	万	千	百	十	円	也
---	---	---	---	---	---	---

鳥取県育英奨学生として貸与を受けました上記奨学資金は、規定にしたがい私ども連帯で英
奨学資金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓約いたします。

万一奨学金の返還を怠った場合には、奨学金返還明細書に記載した返還期限の到来前において
指定された日までに返還未済額の全部を一括返還することを請求され強制執行の手続をとられて
も夙願ありません。

昭和 年 月 日

鳥取県知事

殿

本人

本籍 法定代理人
現住所 続柄、本人の()

本籍 連帯保証人
現住所 続柄、本人の()

明治
大正
昭和 年 月 日生

本籍 連帯保証人
現住所 続柄、本人の()

明治
大正
昭和 年 月 日生

別記様式第六号から別記様式第八号までを次のように改める。

別記様式第六号及び別記様式第七号 削除

行動の記録	自	正	責	根	健	礼	協	指	公	判断の傾向		情緒の傾向		趣味・特技		
	主	義	任	気	康	儀	調	導	共	公	慎	合	客	情	審	明
	性	感	感	強	全		性	性	心	正	重	理	観	緒	美	朗
			さ	さ	の					さ	さ	性	性	の	感	性
				慣	習								安	定		

ホームルームの活動	生徒会の活動	クラブ活動	校内外におけるその他の活動

人物概評 * A B C D E

その他推薦の参考事項(人物、家庭等の所見)

表記の者は、人物学業ともに優秀、身体強健で、県育英奨学生として適当な者と認め推薦いたします。

昭和 年 月 日

立 高等学校長

職印

鳥取県教育委員会 殿

記
書
上
の
注
意

- 1 進学適性能力テスト欄につき、該当する場合は、必ず記入すること。
- 2 推薦職位は、同一学校から2人以上推薦する場合に記入のこと。
- 3 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。
- 4 「特別教育活動の記録」欄は、各学年分について具体的に詳しく記入すること。

別記様式第十二号を次のように改める。

別記様式第十二号

鳥取県育英奨学生異動届

下記のとおりに異動しましたのでお届けします。

記

- 1 異動理由発生年月日 昭和 年 月 日
- 2 異動理由

昭和 年 月 日

決定番号 昭 第 号

在学(出身)学校名

氏名

鳥取県教育委員会殿

(注意) 大学に進学した場合は大学在学証明書を添付すること。

この規則は、昭和四十一年四月一日から施行する。

鳥取県公安委員長 井 上 善 一

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十一号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年三月十八日

鳥取県公安委員長 井 上 善 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十一年三月三十日 午前十時三十分から
鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内(奥庁七階)

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 鳥取県八頭郡河原町大字河原二六 松 田 節 子
- 2 鳥取市川端一丁目四〇 清 原 哲 夫
- 3 鳥取市吉方七八三 阿 賀 とも 枝

鳥取県公安委員会告示第十二号

昭和二十五年八月鳥取県公安委員会告示第五号(風俗営業法令の施行に伴い申請書及び届書の様式の標準の定めについて)は、廃止する。

昭和四十一年三月十八日

鳥取県育英奨学資金返還明細書					
決定番号	返還総額 十 万 千 百 十 円				
氏名	返還期間 年 間				
借 用 金 額 内 訳	借 用 期 間	借用月数	借用月額	借用金額	
	昭和 年 月~昭和 年 月	ヶ月	千 百 十 円	十 万 千 百 十 円	
	昭和 年 月~昭和 年 月	ヶ月			
	昭和 年 月~昭和 年 月	ヶ月			
借 用 金 額 合 計					
借用終了年月日と その理由	高等学校 昭和 年 月 日 大 学 卒業、退学、転学、死亡、辞退、その他取止め				
返 還 賦 金 (最終返還額)	年 賦	万 千 百 十 円		返 還 期 日	第一回 昭和 年 月 日 以 降 毎年同日
	半 年 賦			日	第一回 昭和 年 月 日 以 降 月 日と 月 日
本人関係事項	本 籍	戸籍筆頭者が本人でないとき		生年 月 日	本人との続柄
	卒業後の連絡先	戸籍筆頭者の氏名			
就 職 内 定 先 と そ の 在 地					

(記入上の注意)

- 1 太線でかこんだ枠内に所要事項を記入すること。
- 2 表面の借用証書と裏面の明細書の金額が相違しないこと。
- 3 記入は、正確、鮮明に、数字は算用数字を使用すること。
- 4 金額の訂正は、必ず本人の訂正印を押すこと。
- 5 年賦又は半年賦いずれか希望のものについて記入すること。
- 6 返還明細書に記入したことは、必ず写しをとっておくこと。
- 7 法定代理人は、本人が未成年者である場合に限る。

公 告

鳥取県育英奨学生募集を次の要領により実施する。

昭和41年3月18日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小田 大吉

昭和41年度鳥取県育英奨学生募集要領

1 制度の目的

県内に住所を有する者の子弟で、高等学校又は大学に在学し、学業成績優秀及び身心健全で、かつ、経済的理由により修学困難である者に対して、奨学資金を貸与し、もつて有用な人材を育成することを目的とする。

2 出願資格

○高校奨学生

(1) 県内に所在する高等学校の第2学年に在学し、将来大学に進学しようとする者であること。

(2) 学業成績が次の基準に合致し、性行が正しく、かつ、身体が健康であること。

ア 中学校の第2学年及び第3学年の学習成績の平均値が、それぞれ4.2以上であること。

イ 高等学校の第1学年の学習成績の順位が同学年の生徒全体の上位15%以内の順位にあること。

(3) 同一世帯における年間所得額が次の所得基準表の所得基準額以内であること。

所得基準表

区 分	所得基準額
1 人	324千円
2 人	398
3 人	484
4 人	585
5 人	687
6 人	787
7 人	884

備考 世帯人員が7人をこえる場合は、1人増すごとに97千円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。

年間所得額は、次によって算定された額の合計額から特別控除額等の特別控除額を差し引いた額とする。

ア 給与所得

俸給、給料、賞金、歳費、年金、恩給及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(専従者給与、遺族扶助料を含む。)の収入金額(徴収額泉票等の支払金額)から必要経費として所得税法(昭和40年法律第33号)に定める給与所得控除額を差し引いた額とする。なお、給与所得者が2人以上いる場合は、この計算は、各個人別に行なう。

所得金額の簡易計算方法は、次のとおりである。

- ウ 収入金額が53万円以下である場合
収入金額×0.8-24,000-所得金額
- エ 収入金額が53万円をこえ73万円以下である場合
収入金額×0.9-77,000-所得金額

(ウ) 収入金額が73万円をこえる場合
収入金額-150,000-所得金額

イ 農業所得

農産物及び家畜等農産物以外の収入を含む総収入金額から必要経費として、肥料、種苗、害虫、家畜、家さんの飼料、動力機の燃料等(過去1年間の収入を得るために実際に消費したものに限る。)の購入費を差し引いたものを所得金額とする。この所得金額には、家計仕向分(自家消費)も販売価格で換算し、含めるものとする。

ウ 商業、工業、林業、水産業等所得

年間売上高から必要経費として売上品原価と営業経費を差し引いた税金営業利益を所得金額とする。

なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであっても、年度末に在庫として残っているもの(たな卸資産)は、含まない。また、営業経費とは、雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

特別控除額表

特別の種類	特別控除額
母子世帯であること。	24,000円
学者のいる世帯であること。	15,000円 19,000円 40,000円 50,000円
身体障害者、長期療養者等のいる世帯であること。	それぞれの事情によつて経済的に特別の支出をしている金額とし、身体障害者については1人につき50,000円を限度とする。

家計支持者が別居している世帯であること。

父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯であること。

(1) 他から同種類の奨学金の貸与又は支給を受けていないこと。ただし、この奨学資金を受けることになった場合に他の奨学資金の貸与又は支給を辞退するときを除く。

(2) 奨学資金を受けることとなる日(昭和41年4月1日)の1年前から引き続き県内に住所を有する者の子弟であること。

○大学奨学生

(1) 大学第1年次に在学する学生であること。ただし、大学に在学する者についても欠員がある場合は、採用することがあるので出願することができる。

(2) 学業成績が高等学校第1学年から第3学年までの学習成績の平均値が、それぞれ3.5以上であり、性行が正しく、かつ、身体が健康であること。

(3) 高校奨学生の出願資格の(3)から(5)までに該当していること。

3 採用人員

高校奨学生 30人
大学奨学生 約30人

4 奨学資金の額

高校在学中 月額 2,500円
大学在学中 月額 6,000円

- 5 貸付の期間
奨学資金の貸付の期間は、昭和41年4月から次に掲げる終期までとする。
ア 高校奨学生にあつては、大学の正規の修業年限の終期
イ 大学奨学生にあつては、それぞれの大学の正規の修業年限の終期
6 奨学資金の返還
奨学資金は、無利子とし、貸付期間した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に、年賦又は半年賦で返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、返還免除、返還猶予等の方法が考慮される。
7 出願の手続き
ア 奨学生を志望する者は、鳥取県育英奨学生願書に次の書類を添付して在学高等学校長又は出身高等学校長に提出すること。
イ 市町村長の証明した家族の所得の状況を記載した書類 1部
ロ 在学証明書（大学に在学する者に限る。）及び成績証明書（大学第1年次に在学する者を除く。） 1部
ハ アの鳥取県育英奨学生願書に連署する連帯保証人は、2人とし、うち1人は本人が未成年者である場合は、その保護者（親権を行なう者又は後見人をいう。）、成年者である場合は父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。
8 出願及び選考の時期
ア 出願期日
昭和41年4月 1日（金）から
昭和41年4月20日（水）まで

- 4 選考期日
第1次選考（書類）昭和41年4月下旬
第2次選考（面接）昭和41年4月下旬
（第2次選考は、高校奨学生として第1次選考合格者について行なう。）
9 その他
この制度についての問合せ又は連絡は、在学（出身）高等学校又は県教育委員会事務局指導課に行なうこと。

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日に当たるときは、その翌日）

- 目次
- ◇告示 被爆者一般疾病医療機関の指定
- ◇公安告示 道路交通法による聴聞の実施
- ◇正誤 風俗営業等取締法による聴聞の実施
- 訂正 昭和四十一年三月十五日付け鳥取県告示第百二十七号中

告示

鳥取県告示第百三十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の第三項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十二條の規定により告示する。

昭和四十一年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名	称	診療科名	所	在	地	指	定	年	月	日
田中	田中	歯科	気高郡気高町新泉通六七	三の四	三の四	三の四	三の四	三の四	三の四	三の四
吉田	吉田	歯科	青谷町青谷	三の四	三の四	三の四	三の四	三の四	三の四	三の四

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百四條第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十一年三月二十二日

鳥取県公安委員長 井 上 善 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十一年四月七日 午前九時三十分から

米子市米子 米子警察署小会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 倉吉市樺町二丁目 米原アパート内 自動車等運転者 光水 信義
- 2 倉吉市宮川町一九三の七 自動車等運転者 長谷川 雅一
- 3 東伯郡東伯町大字三本杉一、五六四 自動車等運転者 門上 末信
- 4 東伯郡赤碓町大字出上三八三 自動車等運転者 橋本 勝
- 5 東伯郡東伯町大字中尾二七三 自動車等運転者 近池 文夫
- 6 米子市角盤町四丁目六〇 自動車等運転者 岩崎 隆
- 7 米子市藤防六二 自動車等運転者 岡田 昭
- 8 米子市梅生二七二 自動車等運転者 遠藤 茂
- 9 米子市道美町四丁目一三〇 自動車等運転者 森田 求
- 10 米子市栲生二八〇の二 自動車等運転者 松田 栄
- 11 境港市外江町二、一四七 自動車等運転者 足立 隆

